

別表2 (第30条関係)

[共通事項]	1 評価料金又は確認料金の単位は円とし、税込料金とする。
	2 延床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内である兼用住宅（以下「兼用住宅」という。）に係る評価料金については、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第7及び別表第9においては、「戸建住宅」の区分欄に掲げる評価料金表を適用する。

別表第1【設計住宅性能評価料金】

床面積の合計		料金の額
戸建住宅	100㎡未満	38,500
	100㎡以上 200㎡未満	46,200
	200㎡以上 500㎡未満	62,700
	500㎡以上	$P \times 22,000 + 62,700$
共同住宅等	500㎡未満	$60,500 + M \times 23,100$
	500㎡以上 1,000㎡未満	$77,000 + M \times 23,100$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$103,400 + M \times 23,100$
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	$165,000 + M \times 23,100$
	3,000㎡以上 5,000㎡未満	$220,000 + M \times 23,100$
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	$297,000 + M \times 23,100$
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	$462,000 + M \times 23,100$
50,000㎡以上	$957,000 + M \times 23,100$	

- ※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値（小数点第1位を切上）
- ※ Mは評価対象住戸数
- ※ 長期使用構造等確認と併願の場合の評価料金の額は、13,200円/住戸とする。
- ※ 住宅性能評価とあわせて長期使用構造等確認を行う場合の評価料金は、別表第1の料金とする。
- ※ 住宅の計画の変更を行う場合（当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合及びセンターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合に限る。）は、「床面積の合計欄」の床面積を2分の1として算定した額とする。

別表第2【建設住宅性能評価料金】

床面積の合計		料金の額
戸建住宅	100㎡未満	74,800
	100㎡以上 200㎡未満	85,800
	200㎡以上 500㎡未満	105,600
	500㎡以上	$P \times 33,000 + 105,600$
共同住宅等	500㎡未満	$N \times 74,800 + M \times 20,900$
	500㎡以上 1,000㎡未満	$N \times 106,700 + M \times 20,900$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$N \times 132,000 + M \times 20,900$
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	$N \times 264,000 + M \times 20,900$
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	$N \times 440,000 + M \times 20,900$
	50,000㎡以上	$N \times 874,500 + M \times 20,900$

- ※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値（小数点第1位を切上）
- ※ Mは評価対象住戸数
- ※ Nは検査を行った回数
- ※ 一次エネルギー消費量を選択の場合は、3,300円/住戸を加算する。
- ※ 住宅の建設工事の変更を行う場合（当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンターから受けている場合及びセンターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合に限る。）は、「床面積の合計欄」の床面積を2分の1として算定した額とする。

別表第3【建設住宅性能評価で室内空気中の化学物質濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額】

測定を行う化学物質		料金の加算額
戸建住宅	ホルムアルデヒドのみ	45,100
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	67,100
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみ	$M \times 22,000 + 23,100$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	$M \times 44,000 + 23,100$
	音環境に関すること	$M \times 4,400$

- ※ Mは評価対象住戸数

別表第4【住宅型式性能認定を受けた住宅の評価料金の減額】

	床面積の合計		設計住宅性能評価の 料金から減ずる額	建設住宅性能評価の 料金から減ずる額
	戸建 住宅	100㎡未満		2,200
100㎡以上		200㎡未満	2,200	4,400
200㎡以上		500㎡未満	3,300	5,500
500㎡以上		$P \times 2,200 + 3,300$	$P \times 2,200 + 5,500$	
共同 住宅等	500㎡未満		$3,300 + M \times 1,100$	$N \times 4,400 + M \times 1,100$
	500㎡以上	1,000㎡未満	$4,400 + M \times 1,100$	$N \times 5,500 + M \times 1,100$
	1,000㎡以上	2,000㎡未満	$5,500 + M \times 1,100$	$N \times 6,600 + M \times 1,100$
	2,000㎡以上	10,000㎡未満	$15,400 + M \times 1,100$	$N \times 13,200 + M \times 1,100$
	10,000㎡以上	50,000㎡未満	$23,100 + M \times 1,100$	$N \times 22,000 + M \times 1,100$
50,000㎡以上		$49,500 + M \times 1,100$	$N \times 44,000 + M \times 1,100$	

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値（小数点第1位を切上）

※ Mは評価対象住戸数

※ Nは検査を行った回数

別表第5【同タイプ住戸を含む共同住宅等の設計住宅性能評価料金の減額】

	設計住宅性能評価料金から減ずる額
共同 住宅等	$(M - M1) \times 17,600$

※ Mは同一プランを含む評価対象住戸数、M1はそのうち基本となるプランの住戸数

別表第6【同一プランによる複数住棟の同時申請の場合の設計住宅性能評価料金の減額】

	設計住宅性能評価料金から減ずる額
戸建 住宅	同一団地内において同一プランにより複数住棟を同時に申請する場合における、2棟目以降の住棟に係る設計住宅性能評価料金から減ずる額は申請一件につき以下のとおり（千円未満切り捨て）とする。
共同 住宅等	

※ Yは別表1に定める1棟当たりの評価料金

別表第7【センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金の加算額】

	床面積の合計		料金の加算額
	戸建 住宅	100㎡未満	
100㎡以上		200㎡未満	13,200
200㎡以上		500㎡未満	20,900
500㎡以上		$P \times 11,000 + 20,900$	
共同 住宅等	500㎡未満		$30,800 + M \times 11,000$
	500㎡以上	1,000㎡未満	$37,400 + M \times 11,000$
	1,000㎡以上	2,000㎡未満	$51,700 + M \times 11,000$
	2,000㎡以上	10,000㎡未満	$143,000 + M \times 11,000$
	10,000㎡以上	50,000㎡未満	$231,000 + M \times 11,000$
50,000㎡以上		$473,000 + M \times 11,000$	

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値（小数点第1位を切上）

※ Mは評価対象住戸数

別表第8【建設住宅性能評価料金の評価対象住宅の増加による加算額】

	建設住宅性能評価の料金に加算する額
共同 住宅等	28,600円

※ 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視または計測等を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1を減じたものに、上表の額を乗じたものを、別表第2に定める額に加算する。

別表第9【建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額】

		申請の取り下げを行った時期	当該申請料金を減ずる率
戸建住宅		建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.95
		第1回目の現場検査を実施した日から第2回目の現場検査の前日まで	0.70
		第2回目の現場検査を実施した日から第3回目の現場検査の前日まで	0.45
		第3回目の現場検査を実施した日から第4回目の現場検査の前日まで	0.20
共同住宅等		建設住宅性能評価申請書をセンターが受理し、引受書を交付した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
		第1回目の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場検査を実施するまで	$1 - \{(J/N \times 0.95) + 0.05\}$ ※Jは申請の取り下げの日までに既に実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。

※ 建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額は、上表左欄の申請の取り下げを行った時期に応じた上表右欄の率に当該申請料金を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。ただし、戸建住宅においては、第4回目の現場検査を実施した日以降及び共同住宅等においては、竣工時（最終回）の現場審査を実施した日以降は、料金を返還しない。

別表第10【長期使用構造等確認等料金】

(単位 戸)		長期使用構造等確認	変更 長期使用構造等確認	長期使用構造等確認に係る 軽微変更該当証明
戸建住宅		44,000	22,000	5,500 (円/住戸)
共同住宅等	2 ~ 5	100,000	50,000	
	6 ~ 10	157,300	78,650	
	11 ~ 25	323,400	161,700	
	26 ~ 50	593,500	296,750	
	51 ~ 100	1,041,200	520,600	
	101 ~	別途見積	別途見積	

※ 兼用住宅は「戸建住宅」の区分欄に、長屋建では「共同住宅等」の区分欄に掲げる確認料金等を適用する。

別表第11【住宅性能評価書、長期使用構造等確認書の再交付料金】

	住宅性能評価書	長期使用構造等確認書
申請1件につき	5,500	2,200

別表第12【規程第31条第5号に定める評価料金の減額】

設計住宅性能評価の料金から減ずる額	
共同住宅等	$Y \times \alpha$ (千円未満は切り捨てる)

※ Yは、別表第1に定める1棟当たりの評価料金

※ αは、15%の範囲内でセンターが定める減額率